

1. 連絡先

(1) 氏名 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (適格消費者団体)

(2) 住所 大阪市中央区石町 1-1-1 天満橋千代田ビル 2 号館

(3) 電話番号 06-6920-2911

2. 職業 (適格消費者団体)

3. 意見 次の通り

集団的消費者被害救済制度について

1. 当団体は、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成され、2007年8月23日に内閣総理大臣により消費者契約法13条に基づく認定を受けた適格消費者団体です。当団体は、適格消費者団体として、関西地域の7府県を主な活動エリアとし、様々な消費者契約に存在する不当な勧誘行為や不当な契約条項の是正を求めて申し入れや差止訴訟を行い、消費者契約の適正化に寄与しています。

2. 消費者被害は、大量生産、大量販売のため集団的に発生する傾向にあります。集団的消費者被害は、1人あたりの被害額が比較的低額であり、加害事業者に証拠が偏在していたり、財産の隠匿がされてしまう事案が多い等の特性から、現在の民事訴訟制度では救済が困難です。

当団体は、適格消費者団体として、不当行為に対する差止請求を実施し、不当行為を止めさせることはできます。しかし、事業者によっては過去に不当な行為を行ったかどうかを明らかにせず、今後は改善するという対応を行うところもあります。差止請求だけでは消費者が被った被害救済の実現はできません。

これらのことをふまえ、被害消費者の訴える権利を実質的に保証し、消費者の被害救済を実現する新たな制度が早期に制定されることが必要です。

3. 消費者被害には、被害額が数千円のものから数百万円となるものまであります。被害者や被害の特定ができるケースと特定できないケース、損害の個別性が小さいケース、損害の個別性が大きいケースなどがあります。

消費者被害と一言で言っても、多種多様な被害類型があり、これらに対応するためには複数の制度が必要です。

消費者被害の類型ごとに、①類型的で個別性が少ない被害には、個別的に訴訟したい被害者だけを除外するオプトアウトによる集団的消費者被害救済

制度が、②個別性があるが共通の争点がある被害には共通の争点を集団的に、解決していく 2 段階型の集団的消費者被害救済制度が、③より悪質な被害には、資産を凍結して被害救済する強力な制度が有効です。これらの制度のうち、実現できる制度から順次創設していくべきです。

とりわけ、個別的に訴訟したい被害者だけを除外するオプトアウトによる集団的消費者被害救済制度は、訴訟提起等をしたくてもできずに泣き寝入りしている被害者の被害救済と不当利得の吐き出しに有用で早期に実現されるべきです。

集団的消費者被害救済制度の目的としては、被害救済か、不当利益はく奪か、と分けて考えるべきではなく、両方の目的が実現できる制度を追求すべきです。

また、その制度は被害救済の効率の観点からだけではなく、消費者の権利擁護のために活動する消費者団体が一定の役割を果たせる制度とすべきです。とりわけ、適格消費者団体は、この間の差止請求関係業務の経験を蓄積しています。消費者被害救済をはかるために、複数の制度で構成される集団的消費者被害救済制度の中に、適格消費者団体が柔軟かつ果敢に、そして持続的に活用できる制度を明確に位置付けることを求めます。

4. 継続的かつ実効的に集団的消費者被害救済制度が活用され、消費者被害の救済がはかれるよう、次の対応が実現されるべきです。

- (1) 適格消費者団体が、事前に調査する費用、被害消費者に対して広告通知する費用、訴訟費用、分配の費用等が低額となり、さらにこれを回収することができる仕組みを制度に組み込むこと
- (2) 行政機関による適格消費者団体への資金面の支援を早期に具体化すること
- (3) 消費生活センターが受けた消費生活相談情報について、現行の制度よりも情報提供の範囲を広げ、事案の処理結果も確認できるようにするとともに、よりスピーディーに情報提供が受けられるようにすること
- (4) 行政機関が調査権限を活用して入手できる事業者に関する情報について、集団的消費者被害救済制度を活用するにあたって必要な範囲で、適格消費者団体に提供される制度を整備すること
- (5) 証拠が事業者に一方的にあることに対する証拠開示・資料提出などの対応策を訴訟制度の中に組み込むこと
- (6) はく奪した不当利益や課徴金などは基金を作ってこれに組み入れ、その基金を消費者の被害救済・権利向上に資するよう活用すること

以 上